

1. 件名：「東通原子力発電所1号炉の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(57)」

2. 日時：令和2年4月8日(水) 13時35分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：小山田安全規制調整官、三井上席安全審査官、中村主任安全審査官、佐藤主任安全審査官、永井主任安全審査官、菅谷技術研究調査官

東北電力 土木建築部 部部長 他13名(テレビ会議システムによる出席)

5. 要旨

(1) 東北電力から、本年3月27日に開催された第855回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合における、原子力規制委員会からの指摘事項について、本日の提出資料に基づいて、それらの趣旨の確認があった。

(2) 各指摘事項の内容に係る認識を相互で確認した後、原子力規制庁から、東北電力の作成した提出資料の以下の項目等に対して、再度、趣旨を説明した。

・[S159] 一切山東方断層は、猿ヶ森層の S_{rsm} 上面より深部には連続しないものの、低角化の根拠については考察を深めること。

(3) 東北電力から、指摘事項に関する趣旨は確認できたこと、また、コメントリストについては修正したリストを次回ヒアリングにて提示する旨の回答があった。

(4)引き続き、東北電力から、平成26年6月10日に申請のあった東通原子力発電所1号炉の設置変更許可申請のうち、基準地震動策定のための地下構造評価に関するコメント回答について説明があった。

(5)原子力規制庁から、説明内容に対し、以下の事項について事実確認及びエビデンス確認のための追加資料依頼を行った。

解放基盤表面(T.P.-16.3m)の設定において、自由地盤岩盤上部の地震観測点(T.P.+2.0m)との関係等、事業者の考え方及びそのように考える根拠について

原子炉建屋直下における観測記録が、建屋の影響を受けているとする説明について

原子炉建屋設置位置付近の風化状況の説明における地質柱状図及びコア写真について、小さくて確認できないため、拡大した資料を示すこと。また、その全ボーリングデータは机上配布資料として提出すること。

と同時に、審査に必要な基礎資料等の不足がないか確認し、あれば次回ヒアリングにて示すこと。

(6)東北電力から、確認事項に対し、以下の回答があった。

地震観測記録の分析結果から、自由地盤地震観測点の振動特性は、地下構造の不均質性の影響が小さいことを確認できたことから、解放基盤表面は自由地盤岩盤上部の地震観測点で代表できると考え、前回会合内容に変更はない。

原子炉建屋直下の地震観測記録は、柴田(2014)にも示されるように、建屋の振動特性の影響を受けていると考えている。

次回ヒアリングにて提示する。

6. 提出資料

- ・東通原子力発電所 基準地震動策定のうち地下構造評価の概要

- ・東通原子力発電所 基準地震動策定のうち地下構造の評価について
(コメント回答)
- ・東通原子力発電所 基準地震動策定のうち地下構造の評価について
(コメント回答)(補足説明資料)
- ・東通原子力発電所 1号炉 コメントリスト(地震・津波関係):審査会合